

出展規約

- ①企業として出展することを認識し、主催者・事務局の指示に従うこと。
- ②あらかじめ許可を受けたもの以外の展示・サービスを行わないこと。
- ③契約行為・有償サービスを行わないこと。
- ④他の出展社や来場者等に対し、迷惑となる行為を行わないこと。
- ⑤指定する場所以外での出展・説明・案内を行わないこと。
- ⑥自己責任において活動を行い、他の出展社や来場者等の第三者に対する一切の責任を負うこと。
- ⑦出展社が来場者との面談で入手した個人情報などの管理については、各出展社が責任を持って管理すること。
- ⑧主催者・事務局から提供された資料・情報・機器等を善良なる管理者の注意義務を持って管理・保管すること。また、貸出品については責任を持って返却すること。
万が一、紛失もしくは破損した場合は、出展社の責任において賠償を求められます。
- ⑨展示品の管理は、出展者の責任において行うこと。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。
- ⑩小間の位置については、展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定するものとし、出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われる場合や、出展スペースにおける展示方法、配置方法等の装飾について、本企画の趣旨にそぐわないと事務局が判断し、変更を求めた際はその求めに応じ変更すること。
- ⑪出展社は出展事業が違法でないか、他の事業者、第三者の著作権、商標権、意匠権及び特許権等知的財産権を侵害しないかなど、出展事業に関わる一切の責任を負い、出展事業に対する一切のクレームに対処する義務を負うこと。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。（効能・効果を訴求する際には、明確な根拠を提示すること。）
- ⑫出展社の出展事業に関し、来場者との紛争が生じた場合、出展社の責任において遅滞なくこれを解決し、その解決について事務局に報告すること。
出展者及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負わないものとする。
- ⑬特別なノウハウ等についての法的保護（産業財産権等の手続き等）については、出展者の責任において対応すること。本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。

- ⑭出展者及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換しないこと。事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。
- ⑮出展者が出展者マニュアル等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その指示に従って速やかに出展を中止すること。その展示スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。
- ⑯決められた撤去期日までに展示品等を撤去すること。
撤去されない展示品及び物品は、出展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとして扱われます。出展者はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。
- ⑰搬入日に配布する出展報告書を、当日の展示会終了時に必ず提出すること。
また本展示会終了の約3ヵ月後に、全出展企業に「出展後の状況確認」を実施します。所定フォーマット（もしくはWEBアンケート）にて必ず事務局に報告すること。

公益財団法人大阪産業局